

2. 令和2年度 ヒアリング調査結果

**A 県 地域医療支援病院 200~400 床 身寄りがない人の入院：1 年間で約 20 例
医療ソーシャルワーカー2 名**

※「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」は「ガイドライン」と表記した。

【独自のガイドライン、マニュアル、手順書について】

- ✓ 独自のマニュアルを作成するきっかけを教えてください
 - 身寄りがない方やご家族が遠方の方の入院が増えてきて、複数の医療ソーシャルワーカーが統一した対応をするため
 - 厚生労働省の通知と「ガイドライン」が下りてきたことと、日本医療社会福祉協会の「身元保証がない方の入退院支援ガイドブック（以下「ガイドブック）」に独自のマニュアルを作った方がよいと書かれていたため
- ✓ 独自のマニュアルの内容を教えてください
 - 身寄りがない人を3つのカテゴリー分け（親族がいない人、親族から関わりを拒否されている人、親族が来院できない状況にある人）をして対応を示した
 - それぞれの身寄りがない人のカテゴリーについてどのような問題があるのかを整理して、それぞれの対応や注意点を記載した
 - 入院中に医療ソーシャルワーカーが代理で金銭管理をする時のルールを作成した
 - 具体的には、貴重品管理表の作成、金庫の設置、複数での確認等
- ✓ 独自のマニュアルと、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」をどのように併用しているか、実際の使い方を教えてください
 - 独自のマニュアルを基本として、日本医療社会福祉協会の「ガイドブック」と「ガイドライン」を併用している
- ✓ 見直しにあたって、苦労した点（倫理委員会やカンファレンスの立ち上げ、関係者への周知の方法、連携の在り方など）がありましたら教えてください
 - 現状としてはMSWが主導で対応しているので、今後、院内の他のスタッフにも興味を持ってもらい、広く知ってもらいたいというところ
 - 医療クラークと医事課の方とは、身元保証がなかった時の対応方法を共有しているため、スムーズに対応できるようになった
 - 倫理委員会についてはあまり実績がなく、今後、身寄りがない人の医療同意や意思決定の部分で問題が生じた時に倫理委員会を開催するというプロセスを構築して

いくところ

【「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について】

- ✓ 「ガイドライン」で補えない部分を教えてください
 - 医療同意の部分。救急搬送されてきて患者さんの背景も分からない、本人の意識もない、親族もいない場合は、意思を推定することが困難である
 - 最終的には主治医の判断に委ねられている部分があり、本当に本人の代理決定になっているのか疑問に感じる
- ✓ 「ガイドライン」で補えない部分をどのように対応をしているか教えてください
 - 意思が推定できない場合でも「ガイドライン」通りに、プロセスに気を付けている
 - 身寄りのない方は、多職種で病状を共有して話し合うようにしている
- ✓ 令和 3 年度に「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を補うための事例集や Q&A 集の作成を考えていますが、身寄りがない人の入院及び医療に関する意思決定が困難な人の支援について補足すべきことがございましたら教えてください
 - 病院だけでは完結しない部分が非常に大きいので、地域包括支援センター、自治体の福祉課等との役割分担をしていくべき
 - 病院だけに責任が集中してしまうと苦しいので、自治体の福祉課、地域包括センター等のそれぞれの役割を示してもらいたい
 - 関係機関とどこまで「ガイドライン」が共有していけるかが大事になる
 - 本人の意識がない場合に代理で預金をおろす時の金融機関の対応方法や注意点を示して欲しい
 - 意思判断できない状態で平均在院日数が 9 日というところで（金融機関との対応は）非常に難渋する
 - 委任状があれば代理で預金をおろせることもあるが、金融機関によって異なる
- ✓ 身寄りがない人の入院及び医療に係る対応や「ガイドライン」についてご意見
 - 身寄りがない人を受け入れることはトップダウンですと「やらなきゃいけない」って強制力が働くと感じる
 - 地域で身寄りがない人の対応について共有し同じ方向を向いてやり取りができればよい
 - ACP と並行して「ガイドライン」の周知が進めば、権利擁護というところが精選されていくと思う

B市 人口約4万人 自治体 成年後見制度利用促進・高齢福祉担当者

※「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」は「ガイドライン」と表記した。

【独自のガイドライン、マニュアル、手順書について】

- ✓ 独自のガイドライン等を作成するきっかけを教えてください
 - 身寄りがない人の緊急連絡先や医療同意の部分についての問い合わせが多くなったため
 - 直営の地域包括支援センターの職員に身寄りがない人についての相談が来た時の統一した対応方法を共有するため
- ✓ 独自のガイドライン等の内容を教えてください
 - 相談が多く寄せられる部分を「ガイドライン」から抜粋して1枚紙にまとめたもの
 - 緊急連絡先、医療同意の部分を抜粋した
 - 緊急連絡先については、本人の判断能力が十分な場合、判断能力が不十分で成年後見制度を使っている場合、判断能力が不十分で成年後見制度を使っていない場合、というガイドラインのフロー図を描きながら、医療機関から相談があった場合の包括としての対応を追記した
 - 医療同意の部分は今まで家族に医療同意を求める現状があったが、「ガイドライン」では医療の決定・同意は一身専属性が強いので、第三者には同意の権限がない、包括の職員に権利はないということに記載した
 - 加えて、医療機関から患者の個人情報（親族、関わりのあった人等）の問い合わせがあった場合の自治体としての対応、個人情報を出すか、出さないかについても記載した
- ✓ 独自のガイドラインと、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」をどのように併用しているか、実際の使い方を教えてください
 - 独自のガイドラインは、「ガイドライン」を抜粋し追記したものである
- ✓ 見直しにあたって、苦労した点（倫理委員会やカンファレンスの立ち上げ、関係者への周知の方法、連携の在り方など）がありましたら教えてください
 - 「ガイドライン」は分かりやすいと思うが、第三者に医療同意の権限がないという部分の医療機関側の理解が足りないと感じる
 - 医療機関は誰でもいいから行政の担当者に同意書のサインを求めてくる現状

- 医療機関にキーパーソンや身元保証人にどのような役割を求めているのかを確認しても、その役割について明確な回答はなく、自治体が担える役割を説明し身元保証人にはなれないことを説明しても、身元保証人がいないと転院できないと言われ、理解をしていただけない
- 身元保証人等がないことによって入院を拒否することができないという厚生労働省の通知も説明しますが、歯がゆい思いをしている

【「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について】

- ✓ 「ガイドライン」で補えない部分を教えてください
 - 「ガイドライン」の内容は大きな問題はないけど、内容を市民や医療機関（医師や看護師）に周知されていないことが問題
- ✓ 「ガイドライン」で補えない部分をどのように対応をしているか教えてください
 - 相談があった時にその都度、自治体が身元保証人にはなれないこと、自治体で担える役割を説明している
- ✓ 令和 3 年度に「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を補うための事例集や Q&A 集の作成を考えていますが、身寄りがない人の入院及び医療に関する意思決定が困難な人の支援について補足すべきことがございましたら教えてください
 - 医療機関が担うこと（医療の決定等）と、自治体に相談することの役割分担の明確化
- ✓ 身寄りがない人の入院及び医療に係る対応や「ガイドライン」についてのご意見
 - ACP も含めて医療機関との連携が必要

C市 人口約10万人 社会福祉協議会 身寄りがいない人の入院及び医療に係る対応についての相談：1年間で5例 成年後見制度利用促進担当

【身寄りがいない人への必要な医療が提供できる体制について見直しについて】

- ✓ 具体的にどのような見直しをされましたか
 - 各関係機関との定期的な情報交換会の開催
- ✓ 見直しにあたって、苦労した点（関係者への周知の方法、連携の在り方など）がありましたら教えてください
 - 各関係機関の関係者に対するアプローチに苦労した

【「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について】

- ✓ ガイドラインで補えない部分を教えてください
 - 居住地以外の市町村の病院に入院した際の支援